

沖縄県大学図書館協議会 会則

第1条 本会は、沖縄県大学図書館協議会という。

第2条 本会は、大学図書館の共通問題を研究協議し、その健全な発展を期することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 大学図書館の連絡提携
- (2) 大学図書館の調査研究
- (3) 研究集会・講演会・展示会
- (4) 会誌の発行
- (5) その他

第4条 本会は、沖縄県内の大学及び高等専門学校（以下「大学」という。）図書館をもって組織する。会員は、大学をもって一会員とする。

2 本会に入会するには、所定の入会申込書を提出し、総会の議決を経るものとする。

第5条 本会に幹事館をおく。

- 2 幹事館は、本協議会を代表する。
- 3 幹事館は、総会で互選し、その任期は二年とする。但し、再選を妨げない。

第6条 本会に監査館をおく。

- 2 監査館は、会の会計を監査する。
- 3 監査館は、総会で互選し、その任期は一年とする。但し、再選を妨げない。

第7条 本会の事務所は、幹事館内におく。

第8条 本会に当番館をおく。

- 2 当番館の順序は、毎年総会で確認する。
- 3 当番館は、議事録・報告書・会員名簿・当番館誌等の書類を整理する。

第9条 総会は、毎年一回当番館で開催する。

- 2 必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第10条 総会の運営は、当番館が幹事館と協議して当たる。

2 総会の議長は、当番館の館長が当たる。

第11条 議決は、出席会員過半数の賛成を要する。

第12条 幹事館及び当番館は、総会で会務を報告する。

第13条 本会の事業を円滑に進めるために、企画委員会をおく。

2 委員は、会員大学から各1名ずつ選出する。

3 委員の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。

4 委員長は委員のうちから互選し、委員会の事務を統括する。

第14条 本会の会費は、年8,000円とし、毎会計年度始めに幹事館に納入するものとする。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条 この会則の改正は、総会の議を経なければならない。

附 則（1970年11月7日）

本会則は、1970年11月7日から施行する。

附 則（昭和49年4月27日）

本会則は、昭和49年4月27日から改正する。

附 則（昭和51年4月10日）

本会則は、昭和51年4月10日から改正する。

附 則（昭和58年6月3日）

本会則は、昭和58年6月3日から改正する。

附 則（昭和60年5月31日）

本会則は、昭和60年5月31日から改正する。

附 則（平成3年7月10日）

本会則は、平成3年7月10日から改正する。

附 則（平成16年7月8日）

本会則は、平成16年7月8日から改正する。

附 則（平成18年7月28日）

本会則は、平成18年7月28日から改正する。